

「戦後社会制度とキリスト教 1945—60」研究会

GHQ の宗教政策の成り立ちについて

大久保 正禎

1. GHQ の宗教政策のあらまし

日本が占領下にあった1945年から1952年の間に実施されたGHQの宗教に関わる政策の中心には、1945年12月15日に出された「国家神道・神社神道ニ対スル政府ノ保証・支援・保全・監督及ビ弘布（こうふ）ノ廃止ニ関スル件」すなわち所謂「神道指令」があります。これによって「国家神道」の解体並びに政教分離が図られました。加えて、キリスト教との関連で言えば、それ以前の1945年10月4日に出された「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限の除去の件」いわゆる「人権指令」が挙げられます。これによって戦時下、ホーリネス系教会等の弾圧に用いられた「治安維持法」及び「宗教団体法」が廃止され、同時にこれらの法律によって拘禁されていた人々が釈放されました。人権指令は、信教の自由保障の端緒となりました。

国家神道の中心には天皇がいました。したがって天皇及び天皇制の処遇も、ある意味で宗教に関わる政策と見ることができます。これについては1946年1月1日の「詔書」いわゆる「天皇の人間宣言」と呼ばれるものがあり、ここにGHQの意向が働いていたことは間違いの無いことですが、単純にGHQの創作と言うことはできません。ここで示された天皇の地位についての認識が「日本国憲法」における天皇制の位置づけにもつながっていきます。この点は、天皇の戦争責任、退位、天皇制の存廃等の問題も関わっています。

さらに、GHQを文字通り体現したダグラス・マッカーサーには、日本でのキリスト教推奨の強い意志があったことが知られています。結果としてはマッカーサーの意志通りに実現することはありませんでしたが、マッカーサーのこの意志が戦後日本のキリスト教の復興に影響を及ぼしたことは事実です。

以上、「人権指令」における信教の自由の設定、「神道指令」による国家神道の解体と政教分離、「人間宣言」と日本国憲法による天皇の神格化の否定という三本柱が、占領下GHQによる宗教政策のあらましで、そこにマッカーサーのキリスト教推奨の意図が影を落としていると言えます。これらの政策の淵源をたどると共に、

日本におけるその影響、とりわけ日本のキリスト教におけるその受けとめの様相を問うのがこの研究の課題です。

ここではまず、その基礎的検証として、日本の占領政策の成り立ちと、そこにおける宗教政策のあり方をたどってみたいと思います。

2. ローゼンヴェルト大統領による戦後構想

第二次世界大戦における米国の参戦は1941年12月の日本軍による真珠湾攻撃を契機としました。それ以前、米国は1935年来の中立法によって孤立主義の態度を取っていました。しかし1941年3月、ローゼンヴェルト大統領の下、「武器貸与法」を成立させ、参戦に舵を切っていきます。

この年の年頭教書でローゼンヴェルト大統領は、「四つの基本的な人間の自由」を強調します。すなわち、世界の全ての場所における「言論と表現の自由」「神を崇拝する自由」「欠乏からの自由」「恐怖からの自由」です¹。さらに同年5月の演説でローゼンヴェルト大統領はドイツとの軍事対決に踏み出す決意を表明して、次のように述べます。「今や全世界は二つに分割された。人間の隷属と人間の自由とに。また、異教徒の野蛮とキリスト教的理想とに。われわれは、人間の理想を選択する。それこそが、キリスト教的理想である。われわれは一時たりとも、その勇氣またはその信仰において揺らぐことはない。」²

1943年の年頭教書では対枢軸国戦略目標として、(1) 非武装化、(2) 侵略思想の根絶、(3) 独裁的政治形態の解体と根絶を掲げ、枢軸国側の超国家主義の諸形態を、イタリアの「ファシスト型」、ドイツの「ナチ型」、日本の「軍閥型」に分類しました。

これらに通底するのは、「キリスト教的理想に基づく自由主義・民主主義勢力」対「異教的野蛮である軍国主義勢力」という文明闘争史観です³。

米国は戦後計画のための調査機関として1941年2月に「特別調査部」(Division of Special Research. 通称SR)を設置。その中に東アジア班を置き、対日政策立案に着手します。1942年2月には「戦後外交政策諮問委員会」(Advisory Committee on Post-war Foreign Policy. ACPFP)を設置し、戦後の領土問題、天皇制、経済、教育、非軍事化など、広い範囲の検討がなされました。この間の議論において、「親中国派」と呼ばれるグループと「親日派」あるいは「知日派」と呼ばれるグループの間で、特に天皇の処遇を巡って角逐があったことが知られていますが天皇制については「知日派」の意見が勝り、この時点ですでに存置の方

針が確認されています⁴。ここで示された対日戦後処理の方針は、後に実際に占領政策を方向づけることになる「降伏後ニ於ケル米国ノ初期対日方針」(SWNCC150/4)の基礎ともなります⁵。

3. 戦後計画委員会における占領計画法

翌1944年1月には、米國務省は省内職員のみにより戦後外交政策の具体的な現実的立案作業を開始します。そのために構成されたのが「戦後計画委員会」(Committee on Post-war program. PWC)であり、また、国または地域の担当者間の事務レベルの意見調整をはかるための部局間国・地域委員会(Inter-divisional Country or Area Committee. CAC)が組織され、その下に「極東地域委員会」(Inter-divisional Area Committee on the Far East)が置かれます。極東地域委員会での立案作業のきっかけとなったのは、陸軍省民政部長ヒルドリング少将と海軍省占領地課長ペンス大佐の連名で國務省欧州局局长ダン宛に送られた質問状でした。質問の趣旨は、近い将来の日本の占領後実施すべき「民政のために必要な計画、訓練及び組織に関し両省が直面している諸問題に対し、國務省の勧告と助言」を求めたものでした⁶。國務省はこの質問に答える代わりに、戦後対日政策について逐次極東委員会で起案、戦後計画委員会で修正・承認して一連の対日政策文書(CAC文書、PWC文書)を陸軍省、海軍省に送付していきます。その中には、信教の自由や天皇制に関するものなど、宗教政策に関わるものが含まれていました。

PWCの基本目標は、1944年5月4日付の「日本:合衆国の日本に関する戦後目標」(PWC-108b,CAC-116b)に次のように表現されています。(a)日本が合衆国及び太平洋地域の他の諸国にとって脅威とならないようにする。(b)日本に他国の権利と国際的義務を尊重する政府を樹立する。この目標を実現するために、軍隊の武装解除、海外領土の剥奪、再軍備阻止のための軍事査察、戦争能力の発展を防止するための経済統制、超国家主義的諸団体の根絶、マスメディア、学校を通じての民主主義思想の奨励、日本の穏健派に軍国主義は日本国民の利益にとって有害であることを納得させる責任を銘記させること、等が挙げられています。

5月9日付の「日本:軍国主義の廃絶と民主化過程の強化」(PWC-152b,CAC-185b)には、占領軍当局によって許された機能以外の、日本政府のすべての機能の停止、言論の自由、信教の自由を制限する諸法を含む悪法の廃止、大政翼賛会、黒龍会などの超国家主義的諸団体の解散、政治警察の廃止、軍勢力を称賛する映画・演劇の禁止、民主主義の発展に相応しい経済条件の創出などが挙げられます⁷。

信教の自由に関する文書には「日本：信教の自由」(PWC-115, CAC117)があります。そこではまず連合国は宗教的信仰の自由の原理を尊重するとした上で、神道の取扱が検討されます。神道を、本来無害で原始的なアニミズム信仰の上に、狂信的な愛国主義と侵略主義を増長させるために軍国主義者によって利用された「国家神道」が接ぎ木されていると見、両者を区別する必要性を強調します。

次いで神社を大きく三つの範疇に分類します。第一は、古代に起源を持ち地域の守護神を祭る大部分の神社。第二は、天照大神を祭る伊勢神宮のような神社で、やはり古代に起源を持つが国家主義の象徴的存在となっているもの。第三に、靖国神社や明治、乃木、東郷神社のような、近年建立された国家的英雄を祭る神社。これらは宗教的崇拝の場所ではなく、軍国主義的精神を鼓舞する国家主義的神社とみなされました。この第三の神社が問題視されました。しかしこれらの神社も宗教と見なすならば、その廃絶は信教の自由の原則を犯すこととなります。しかし日本政府は、国家神道は宗教ではなく愛国主義の表現形態と繰り返し主張していたことから、「信教の自由の原則を犯すことなく閉鎖しうる」とこの文書では記されています。

しかし実際の勧告の内容は慎重なもので、強制的閉鎖は逆効果を招く恐れがあるため、当該神社における示威行進や集会、儀礼を禁止し、官国弊社の要員は管理上必要な人員以外は解雇し、国家からの給与の支給を停止すべきと勧告しています。他方でこれらの神社も、個人的信仰の対象としては存続を許すとされています。加えて占領軍が神社に損傷を与えないように考慮されるべきとし、仏教寺院にはいかなる措置も不要。キリスト教会は組織と信仰の完全な自由の回復によって解放されるべき、とされています⁸。

天皇制の存廃については、5月9日付の「日本：政治的諸問題・天皇制」(PWC-116d, CAC-93e)にまとめられています。この文書では、問題を「天皇制と軍政との関係」としていますが、天皇制の存廃をめぐるPWC内で委員会を二分する激しい議論が交わされたと言います。その結果、この文書では、「この問題は、連合国が天皇制廃除を企てた場合、その結果を的確に予測することはできないから、現時点で最終的にその答えを出すのは、……困難な問題である」としています。その理由の第一は、「現在、日本国民が、彼等の君主に対してほとんど狂信的と言えるほどの献身性を示している以上、……天皇制を廃止しようとする外部からの企てはおそらく効果がなかる。……こういった状況のもとにおいては、もしも連合国が天皇制の復活を阻みたいと望むならば、日本の無期限占領が必要となるかも

しれない」ということです⁹。第二には、日本における軍国主義の廃絶と民主主義の助長という目的を達成する最も現実的な方法に関して、見解の不一致があるということです。具体的には、中国国民は天皇制廃止を支持しそうな徴候があり、米国の世論も廃止が望ましいと考えているようである。英国国民は、戦争終結時に、そのような措置に反対するかもしれない、といったものです。

その上でこの文書は、(1) 天皇にその権能の行使をあらためて委任することをしない、(2) 天皇の権能のすべてをあらためて委任する、(3) 天皇の権能の一部だけをあらためて委任する、という三通りのあり方を想定した上で、勧告では、制限付きで一部の権能の行使を天皇に認めることを提言しています。他方でしかし「もしも日本国民の間に天皇制廃止を求める相当規模の運動が広がるならば、軍当局は、その運動に対して、(法と秩序の維持に付随するような措置を除いては)いかなる措置もとるべきではなく、また、政治的道具としての天皇を利用することをやめるべきである」と述べ、日本国民の意思として天皇制廃止の選択の余地を残してもいます¹⁰。

4. ポツダム宣言・三省調整委員会による占領政策方針の策定

米政府は、1944年12月に、「国務・陸軍・海軍三省調整委員会」(State-War-Navy Coordinating Committee, SWNCC)を発足させます。ここでの諸決定と1945年7月26日に米英中の共同宣言として発せられた「ポツダム宣言」に従って、最終的・具体的に対日占領政策がマッカーサーにより実施されていくこととなります。具体的には、「ポツダム宣言」(Potsdam Declaration, 7.26, 1945)と、「降伏後における米国の初期対日方針」(United States Initial Post-Surrender Policy for Japan, 8.29, SWNCC150/4)、「降伏後の日本固有の軍政に関する基本指令」(Basic Directive for Post-Surrender Military Government in Japan Proper, 11.3, 1945, SWNCC52/7, JCS1380/15)の三文書によって具体的な占領政策の方針が定められることとなります。

(1) ポツダム宣言

ポツダム宣言の中で、その後の宗教政策に関わる部分は、以下の通りです。第6項「吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セララルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス」。

第10項「吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルヘシ」。

ポツダム宣言の文面策定に際しても「親中国派」と「知日派」との角逐があったことが知られています。天皇制の存廢をめぐっては、知日派は日本の君主制＝「国体」を保障することによって日本の降伏を引き出すことを狙っていました。そのためにポツダム宣言第12項の末尾に「平和を愛好する諸国が、かかる政府が日本における侵略的軍国主義の發展を、将来不可能とするところの平和政策を推進するという、神聖なる決意に確信を持ちうるならば、これは（ここにいう政府は）現王朝（国体）のもとにおける立憲君主制を含むであろう」との文言が加えようとなりました。しかし結果的にこの部分は削除され、第12項の文言は次のようになりました。「前記諸目的カ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ」¹¹。

これを日本政府は、1945年8月10日「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に」受諾する旨の電文を、スイス加瀬公使、スエーデン岡本公使宛に打電します。これに対して米国は次のように回答を打電します。「降伏の時より、天皇、および、日本国政府の国家統治の権限は、降伏条項の実施のため、その必要と認める措置を執る連合国軍最高司令官の制限の下に置けるものとする」。これを受けて日本政府は「国体は護持された」と希望的観測の下に拡大解釈し、これを受諾することを決定して降伏に到りました¹²。

(2) 「降伏後における米国の初期対日方針」

「初期対日方針」における宗教政策に関わる記述は以下の通りです。

第一部「究極ノ目的」

- (イ) 日本国ガ再ビ米国ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和及安全ノ脅威トナラザルコトヲ確實ニスルコト
- (ロ) 他国家ノ權利ヲ尊重シ国際聯合憲章ノ理想ト原則ニ示サレタル米国ノ目的ヲ支持スベキ平和的且責任アル政府ヲ究極ニ於テ樹立スルコト、米国ハ斯ル政府ガ出来得ル限り民主主義的自治ノ原則ニ合致スルコトヲ希望スルモ自由ニ表示セラレタル国民ノ意思ニ支持セラレザル

如何ナル政治形態ヲモ日本国ニ強要スルコトハ聯合國ノ責任ニ非ズ。
そしてその目的達成の手段として、

- (ロ) 日本国ハ完全ニ武装解除セラレ且非軍事化セラルベシ軍国主義者ノ権力ト軍国主義ノ影響力ハ日本国ノ政治生活、経済生活及社会生活ヨリ一掃セラルベシ軍国主義及侵略ノ精神ヲ表示スル制度ハ強力ニ抑圧セラルベシ
- (ハ) 日本国国民ハ個人ノ自由ニ対スル欲求竝ニ基本的人權特ニ信教、集会、言論及出版ノ自由ノ尊重ヲ増大スル様奨励セラルベク且民主主義的及代議的組織ノ形成ヲ奨励セラルベシ」。

第三部「政治」

三 個人ノ自由及民主主義過程ヘノ冀求ノ奨励

宗教的信仰ノ自由ハ占領ト共ニ直ニ宣言セラルベシ同時ニ日本人ニ対シ超国家主義的及軍国主義的組織及運動ハ宗教ノ外被ノ蔭ニ隠ルルヲ得ザル旨明示セラルベシ

人種、国籍、信仰又ハ政治的見解ヲ理由ニ差別待遇ヲ規定スル法律、命令及規制ハ廃止セラルベシ。

天皇の地位については、第二部「聯合國ノ権限」「二 日本国政府トノ關係」に以下の記述があります。

「天皇及日本国政府ノ権限ハ降伏条項ヲ実施シ且日本国ノ占領及管理ノ施行ノ為樹立セラレタル政策ヲ実行スル為必要ナル一切ノ権力ヲ有スル最高司令官ニ從属スルモノトス……最高司令官ハ米國ノ目的達成ヲ満足ニ促進スル限リニ於テハ天皇ヲ含ム日本政府機構及諸機關ヲ通ジテ其権限ヲ行使スベシ日本国政府ハ最高司令官ノ指示ノ下ニ国内行政事項ニ関シ通常ノ政治機能ヲ行使スルコトヲ許容セラルベシ但シ右方針ハ、天皇又ハ他ノ日本国ノ権力者ガ降伏条項実施上最高司令官ノ要求ヲ満足ニ果サザル場合最高司令官ガ政府機構又ハ人事ノ変更ヲ要求シ又ハ直接行動スル権利及義務ニ依リ制限セラルルモノトス更ニ又右方針ハ最高司令官ヲシテ米國ノ目的達成ニ指向スル革新的變化ニ坑シテ 天皇又ハ他ノ日本国ノ政府機關ヲ支持スル様拘束スルモノニ非ズ即チ右方針ハ日本国ニ於ケル現存ノ政治形態ヲ利用セントスルモノニシテ之ヲ支持セントスルモノニ非ズ封建的及權威主義的傾向ヲ修正セントスル政治形態ノ変更ハ日本国政府ニ依ルト日本国国民ニ依ルトヲ問ハズ許容セラレ且支持セラルベシ斯ル変更ノ実現ノ為日本国国民又ハ日本国政府ガ其ノ反対者抑圧ノ為実力ヲ行使スル場合ニ於テハ最高司令官ハ麾下部

隊ノ安全竝ニ占領ノ他ノ一切ノ目的ノ達成ヲ確實ニスルニ必要ナル場合ニ於テノ
ミ之ニ干渉スルモノトス」¹³。

(3) 「降伏後の日本固有の軍政に関する基本指令」

「基本指令」における宗教政策に関わる記述は以下の通りです。

第1部「一般及び政治」「4 日本に対する軍事的権限の確立」

(へ) ……貴官は、特に政治的及び市民的自由の制限と、人種、国籍、信仰又は政
見による差別とを設け且つ維持したすべての法律、命令、規則の廃止を
確實にする。

「9 政治活動」

(い) 日本の軍国主義的及び超国家主義的イデオロギーと宣伝とのいかなる形式に
おける弘布も、禁止され且つ完全に抑圧される。貴官は、日本政府に対し国
家神道施設への財政的その他の援助を停止するように要求する。

(ほ) 信教の自由は、日本政府によつて速やかに宣言されるべきである。貴官の軍
事占領の安全及びその目的の達成が害われない限度において、又上記第9節
(い) 及び (は) に従うことを条件として、貴官は、意見、言論、出版及び
集会の自由を確實にする。

天皇の地位については、「4 日本に対する軍事的権限の確立」に以下の記
述があります。

(は) ……貴官は、貴官の最高権限を天皇と中央及び地方における日本政府機構と
を通じて行使する。この政策は、日本における現在の政治形態を利用す
るにあつて、これを支持するものではない。政府の封建的及び権威主義
的傾向を修正しようとする変更は、許容され且つ支持される¹⁴。

5. 「神道指令」へ

ここまでの米国の占領政策計画における宗教政策では、以下のことが原理となっ
ています。(1) 占領は天皇制の存続を前提とする間接統治とされる。ただし、そ
の権限はGHQに従属し、GHQの占領統治に利する限りにおいて部分的に利用さ
れるものであり、その存廃は、究極的に日本国民の自由に表明される意思に基づ
く民主的政府の樹立を俟って委ねられるとされています。(2) 基本的人権の確立
において、信教の自由の確立が求められる。(3) 神道は、軍国主義的・超国家主
義的イデオロギー（国家神道）との分離、及び政府による財政的支援の停止を求
められる。ただし、国家神道と関わりの深い神社も、国家神道との分離後には信

教の自由の観点から存続を容認されています。

いっぽう「神道指令」が起草されるに至った直接的きっかけは、1945年10月7日に米國務省極東局長及びSWNCC極東小委員会委員長ジョン・カーター・ヴィンセントが、ラジオ放送において質問に答えた発言の一部が、翌8日「神道の公的地位廃止」として報道されたことです。ヴィンセントの発言は、次のようなものでした。「神道にたいしては、それが個人としての日本人の宗教であるかぎり『占領軍』は干渉しません。しかし、神道が日本政府によって指導されたり、政府による上からの強制の手段になっている場合には、それは廃止しなければなりません。国家神道を支援するために国民が課税されることはなくなるでしょうし、神道が学校教育の中に位置づけられることもなくなるでしょう。国家宗教としての神道、すなわち国家神道は撤去されることになるでしょう。……この面でのわれわれの政策は神道のみにとどまりません。どんな形をとるにしても、日本の軍国主義的および超国家主義的な思想は完全に抑制されることになるでしょう。そして日本政府は、神道の制度施設への財政的その他の援助をやめるよう要求されることになるでしょう」¹⁵。

この時点で上述の「基本指令」(JCS1380/15)は連合国にも非公表となっており、11月上旬になってSCAPに伝達されたものであり、この段階ではSCAPのスタッフのあずかり知らないものでした。そのため、この報道にSCAP当局は驚き、10月10日に國務省宛に問い合わせの電報を打ちました。これに対して國務長官ジェームズ・F・バーンズは13日付で、「放送の関連部分は『初期対日方針』(SWNCC150/4)のパラフレーズである」と返答します¹⁶。しかし「初期対日方針」の中にはこのような政教分離を謳った文言はありません。一方「基本指令」には「日本政府に対し国家神道施設への財政的その他の援助を停止するように要求する」との文言があり、ヴィンセントの発言と重なります。この文言を含む「基本指令」は9月1日は完成しており、9月中にはJCS(統合参謀本部)及びSWNCCの承認を得ており、バーンズの返答は、「初期対日方針」と「基本指令」とを混同したものであると思われます。

この返答を受けて、GHQにおいて宗教政策を担当していた民間情報教育局(CIE)局長だったダイクが、CIEの宗教課長バンスに指令草案の起草を命じます。バンスは10月12日にCIE顧問となった岸本英夫の協力を得て、「担当者研究」(Staff Study)を附して「神道指令」の案を起草します。

担当者研究においてバンスは、宗教としての神道の廃止は不可能であり、神道

から天皇を分離する必要はない。国家神道の危険性は、(a) 国家による保証、支援、宣伝、(b) 政府と神道国家主義者らが、日本の国土・天皇・日本国民の起源は神聖であるとの神話を利用したこと、(c) 日本国民に神道の儀礼の遵守を強要し、その諸前提を額面通りの事実であると信じることを強制した点に存在する。また、天皇と神道との結合が危険なのではなく、全ての行政上・軍事上の権限を名目上一人の「祭司王」(a priest-king) に委ねながら、実際は政府機関の統制権を握った権力者集団にその権力の行使を許した政治制度の特殊な性格が危険なのである。その解決策として、(a) 教会と国家の完全な分離の達成、(b) 国家の実際の管理を国民によって選ばれた代表の手に直接渡せるよう、憲法と法律の改正を保障することであるとしています。こうして「神道指令」は、「教会と国家の完全分離」「宗教一般と国家との分離」という厳格な政教分離原則を鮮明にすることとなります¹⁷。

6. 課題

ローズヴェルト大統領の「キリスト教的理想に基づく自由主義・民主主義勢力」対「異教的野蛮である軍国主義勢力」という文明闘争史観に淵源する戦後の占領政策は、軍国主義的・超国家主義的イデオロギーの払拭をその第一の目的としました。その中で宗教政策は第一に、信教の自由の尊重の基礎の上に組み立てられ、それと表裏一体をなして、神道と軍国主義・超国家主義イデオロギーとの分離すなわち国家神道の解体が図られました。そしてその延長線上に厳格な政教分離原則が立てられました。こうして戦後の日本の国家は、宗教と分離された世俗性の上に形成されることになりました。そこに一種の超越性の「真空状態」とでもいうものが現れたとは言えないでしょうか。これらの改革政策を命じたGHQの権限が「影なる超越性」と残されたとみることもできるかもしれません。他方で天皇は「人間化」されたものの天皇制は温存され、天皇と神道との結合も維持されました。米国務省内の親中国派の天皇制廃絶の意見の背後には、日本によって植民地化され、あるいは侵略されたアジア諸国の想いがありましたが、それらは占領計画の進展の中で曖昧のうちに葬られてゆきました。

占領下の宗教政策は、日本国憲法における信教の自由の保障と政教分離原則に結実してゆきましたが、他方で、そこに生じた超越性の「真空状態」の陰に、米国の戦後政策と、神道との結合を維持した天皇制が「影なる超越性」として残され、その間に、軍国主義的・超国家主義的イデオロギーもまた「影なる国家原理」として温存されたのが、戦後日本のありようなのではないかと想起されます。

日本の民主化・非軍国主義化を目指したGHQの占領政策が、何故に天皇制および天皇制と神道との結合の維持へと結果していったのか、より深い探索が必要です。また、日本のキリスト教はそのような戦後日本のありように、どのように向き合い、また向き合い得なかったのかが問われなければなりません。

〈註〉

- 1 中野毅「アメリカの対日宗教政策の形成」(『占領と日本宗教』1993年、未來社、井門富士夫編、32頁)。
- 2 同34頁。
- 3 同37頁。
- 4 武田清子『天皇観の相克 一九四五年前後』(岩波書店、1978年初出)参照。
- 5 竹前栄治「対日占政策の形成と展開(抄)」(『展望日本歴史23 歴史の中の現在』2004年、東京堂出版、三宅明正／高野和基編、31頁)。
- 6 中野前掲論文48頁。
- 7 同50～53頁。
- 8 同53～55頁。
- 9 『資料日本占領1 天皇制』1990年、大月書店、89頁。
- 10 同90～91頁。
- 11 武田前掲書、1993年、同時代ライブラリー版、228～231頁参照。ポツダム宣言本文は外務省編『日本外交年表並主要文書』1966年参照。
- 12 武田前掲書239～240頁参照。
- 13 本文は外務省編前掲書参照。
- 14 本文は外務省『日本占領重要文書』第1巻基本編(1989年)参照。但し、ここでは文書名は「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」(Basic Initial Post Surrender Directive to Supreme Commander for the Allied Powers for the Occupation and Control of Japan)となっている。
- 15 ウィリアム・P・ウッダード『天皇と神道 GHQの宗教政策』(1988年)54頁。
- 16 中野前掲論文61～62頁参照。
- 17 同64～65頁参照。